

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 処理 事項	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者 指定番号	
個人番号	
1月1日以降退職時 までの給与支払額	退職手当等の支払 金額(支払予定額)
控除社会保険料額	勤続年数

(あて先) 舟形町長 令和 年 月 日 提出	給(特別徴収義務者)	所在地 (〒 -)	係	担当者	氏名	電話 () -
		名称				
		代表者の職氏名印				

異動のあった給与所得者		(ア) 特別徴収税額 年 税 額	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由			
フリガナ			月分 から			・	退職	転勤	休職	長期欠勤
氏名	(旧姓)	円	月分 まで	円	円	・	死亡	会社解散	その他 ()	

賦課住所	(1月1日現在の住所)
	舟形町
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)
	電話 () -

異動後の未徴収税額の徴収方法を下のA、B、Cから選んで、いずれかに必ず○をつけてください。
退職した方の残りの税額は、なるべく一括徴収していただけるようお願いします。

1月1日から4月30日までに退職した場合で5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは特別徴収義務者は本人の申出に基づくことなく一括徴収しなければなりません。(地方税法321条の5②但書後段、地方税法施行規則9条の4)
※ ただし、特別徴収継続の場合を除きます。

A 特別徴収継続

(異動前給与支払者→新しい勤務先の給与支払者が下記の欄を記入→役場に提出)

月割額 円を 月分から徴収して納入します。

給(特別徴収義務者)	所在地		特別徴収指定番号	
	名称			
	代表者の職氏名印		担当者	(係)
		電話番号		

B 一括徴収(事業所納入)

月分(月 日納期限)で納入します。

※ 未徴収税額を最後に支給する給与、退職手当より全額徴収して事業所が納めます。

一括徴収の理由	1. 異動の日が、6月1日から12月31日までの間で申し出があったため。
	2. 異動の日が、1月1日から4月30日までの間で特別徴収の継続(左の欄のA)の希望、予定がないため。

C 普通徴収(本人納付)

※ 未徴収の税額を本人が直接納めます。

一括徴収できない理由	1. 異動の日が、6月1日から12月31日までの間で、本人から一括徴収の申し出がなかったため。
	2. 支払われる給与や退職手当等が、未徴収税額よりも少ないため。
	3. その他 ()

記入上の注意 1. 黒のボールペン又はペンで記入してください。 2. 「個人番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。